

瀬戸市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第24号

瀬戸市下水道条例の一部を改正する条例

瀬戸市下水道条例（昭和４５年瀬戸市条例第７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(使用料の額)				(使用料の額)			
第13条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、次の表に定めるところにより算出した基本使用料（以下「基本使用料」という。）の額及び <u>従量使用料</u> の額にそれぞれ100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を合算した額とする。				第13条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、次の表に定めるところにより算出した基本使用料と <u>超過使用料</u> の額にそれぞれ100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を合算した額とする。			
排除汚水の種別	基本使用料 (1月につき)	<u>従量使用料</u> (1月につき)		排除汚水の種別	基本使用料 (1月につき)	<u>超過使用料</u> (1立方メートルにつき)	
		従量排除汚水量	金額(1立方メートルにつき)			超過排除汚水量	金額
一般用	円	立方メートル	円	一般用	立方メートル	立方メートル	円
		7504まで	20			10	750
		4を超え10まで	50				

		10を超え20まで	110				10まで	85
		20を超え50まで	120				10を超え40まで	95
		50を超え100まで	130				40を超え90まで	105
		100を超えるもの	135				90を超えるもの	110
公衆浴場用	450	—	60	公衆浴場用	10	450	—	50
(特殊営業の排除汚水量の認定等)				(特殊営業の排除汚水量の認定等)				
第15条 <省略>				第15条 <省略>				
(月の中途における使用料の算定)								
第15条の2 月の中途において、下水道の使用を開始し、若しくは廃止し、又は中止したときの使用料は、次のとおりとする。								
(1) 使用日数が16日以上ときは、1月分として算定する。								
(2) 使用日数が15日以下ときは、第13条の表の適用については、基本使用料はその2分の1とし、従量使用料は同表従量排除汚水量の欄中「4」を「2」とし、「10」を「5」とし、「20」を「10」とし、「50」を「25」とし、「100」を「50」として算定する。								
2 月の中途において、一般用又は公衆浴場用の種別に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用して算定する。ただし、その使用日数が等しいときは、変更後の料率を適用する。								

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年12月1日（以下「施行日」という。）から施

行する。

（経過措置）

- 2 改正後の瀬戸市下水道条例第13条の規定にかかわらず、この条例の施行日前から継続して使用している公共下水道で、同日前までの排除汚水量に係る使用料が含まれる場合については、なお従前の例による。